

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月13日

【四半期会計期間】 第50期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 石原 明彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03 (5778) 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 石原 明彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第49期 第2四半期 連結累計期間	第50期 第2四半期 連結累計期間	第49期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(百万円)	104,666	36,844	158,453
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	27,423	△4,380	30,144
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)	21,080	△4,162	22,400
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	21,626	△4,681	24,204
純資産額	(百万円)	417,522	401,670	413,096
総資産額	(百万円)	471,606	453,430	451,149
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	225.52	△44.53	239.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	88.5	88.5	91.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	35,765	△3,788	39,490
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,691	△1,654	1,450
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△10,196	△7,027	△17,224
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	243,585	226,571	239,041

回次		第49期 第2四半期 連結会計期間	第50期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	51.39	△33.77

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第50期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

4 第49期第2四半期連結累計期間及び第49期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果が下支えする中で緩やかな回復基調が続きました。一方、個人消費につきましては消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順等により弱さが見られましたが、雇用・所得環境が改善する中で次第に持ち直していくことが期待されています。

当パチンコ・パチスロ業界におきましては、ファン人口の減少が続く厳しい状況の中でパーラーは経費削減への取り組みを強化しております。そのため主要な集客手段であるパチンコ・パチスロの新台購入に対しても、シリーズ化された定番タイトルや話題性を兼ね備えた有力タイトルを厳選する傾向が顕著となっております。特にパチンコの稼動は依然として低水準で推移しているためパーラーは新台購入台数を絞り込んでおり、一部の有力タイトルを除いて販売市場は低調に推移いたしました。

このような環境下、当社グループの当第2四半期連結累計期間における連結業績は、売上高368億円（前年同四半期比64.8%減）、営業損失48億円（前年同四半期は264億円の営業利益）、経常損失43億円（前年同四半期は274億円の経常利益）、四半期純損失41億円（前年同四半期は210億円の四半期純利益）となりました。当初より大型タイトルの投入を下半期以降に集中させた計画としており、上半期の売上規模では販売費及び一般管理費を吸収することができず営業損失となりました。また、役員退職慰労金の打切り支給に伴い17億円を特別損失として計上しております。

下半期におきましては、パチンコの新商品としてSANKYOブランドの「FEVER KODA KUMI LEGEND LIVE」（平成26年10月）、Bistyブランドの「CR ayumi hamasaki 2」（平成26年10月）、「エヴァンゲリオン9」（平成26年12月）をはじめとする大型ラインアップに加え、その他有力タイトルを含めた複数の商品を投入する予定です。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高202億円（前年同四半期比73.5%減）、営業損失35億円（前年同四半期は223億円の営業利益）、販売台数71千台となりました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバーモーレッツ宇宙海賊」（平成26年6月）、「フィーバー涼宮ハルヒの憂鬱」（平成26年7月）、JBブランドの「うちのポチーズ」（平成26年5月）、リユースモデルではB i s t yブランドの「エヴァンゲリオン8 E x t r e m e B a t t l e」（平成26年7月）です。

②パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高110億円（前年同四半期比42.6%減）、営業利益15億円（同78.0%減）、販売台数28千台となりました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ マクロスフロンティア2」（平成26年5月）です。

③補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高51億円（前年同四半期比39.5%減）、営業利益1億円（同42.6%減）となりました。

④その他

その他につきましては、売上高4億円（前年同四半期比18.0%減）、営業損失3億円（前年同四半期は3億円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は4,534億円であり、前連結会計年度末と比べ22億円増加しました。これは主に現金及び預金が129億円、受取手形及び売掛金が106億円それぞれ減少となりましたが、有償支給未収入金（流動資産「その他」に含む）が162億円、商品及び製品が70億円、有価証券が40億円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は517億円であり、前連結会計年度末と比べ137億円増加しております。これは主に未払法人税等が71億円減少となりましたが、支払手形及び買掛金が194億円増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ114億円減少しました。これは主に配当金の支払い70億円、四半期純損失を41億円計上したことによるものであります。この結果、純資産は4,016億円となり、自己資本比率は3.0ポイント減少し、88.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ124億円減少し、2,265億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ395億円減少し、37億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、有償支給未収入金の増加額（「その他」に含む）162億円、たな卸資産の増加額73億円、法人税等の支払額71億円、税金等調整前四半期純損失61億円であり、収入の主な内訳は、仕入債務の増加額194億円、売上債権の減少額106億円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ43億円減少し、16億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出20億円であり、収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入5億円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ31億円増加し、70億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、配当金の支払額70億円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は133億円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	97,597,500	97,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	97,597,500	97,597,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月4日
新株予約権の数	871個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	87,100株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月23日から平成26年7月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,955円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする(ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。)。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた次の任期（以下「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の15日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

当社及び当社の関係会社の取締役の任期 平成26年7月1日から平成27年6月30日まで
 当社の執行役員の任期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の関係会社の取締役及び執行役員に割り当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 以下の事項に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	97,597,500	—	14,840	—	23,750

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
有限会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	15,050	15.42
有限会社群馬創工	群馬県桐生市広沢町四丁目1888番地	14,196	14.54
毒島邦雄	群馬県桐生市	7,089	7.26
ビーエヌワイエム トリーティー ディティティ 15 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,913	5.03
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	3,972	4.06
毒島秀行	東京都渋谷区	2,898	2.96
赤石典子	群馬県桐生市	2,333	2.39
毒島章子	群馬県桐生市	2,333	2.39
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,044	2.09
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,008	2.05
合計	—	56,839	58.23

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,044千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,008千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,972,000	—	単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,458,200	934,582	同上
単元未満株式	普通株式 167,300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	97,597,500	—	単元株式数は100株
総株主の議決権	—	934,582	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,400株(議決権数34個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式64株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	3,972,000	—	3,972,000	4.06
合計	—	3,972,000	—	3,972,000	4.06

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	124,546	111,576
受取手形及び売掛金	34,781	24,114
有価証券	153,995	158,001
商品及び製品	4	7,028
仕掛品	124	77
原材料及び貯蔵品	856	1,261
その他	12,045	30,419
貸倒引当金	△10	△6
流動資産合計	326,343	332,473
固定資産		
有形固定資産	46,622	47,797
無形固定資産		
のれん	2,478	2,109
その他	432	416
無形固定資産合計	2,911	2,526
投資その他の資産		
投資有価証券	69,417	64,341
その他	6,261	6,697
貸倒引当金	△26	△26
投資損失引当金	△379	△379
投資その他の資産合計	75,272	70,633
固定資産合計	124,806	120,957
資産合計	451,149	453,430
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,307	34,777
未払法人税等	7,324	197
賞与引当金	832	1,021
その他	8,847	8,102
流動負債合計	32,312	44,098
固定負債		
役員退職慰労引当金	753	—
退職給付に係る負債	3,847	3,904
資産除去債務	59	59
その他	1,080	3,698
固定負債合計	5,740	7,661
負債合計	38,053	51,760

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,879	23,879
利益剰余金	391,083	379,920
自己株式	△20,937	△20,939
株主資本合計	408,865	397,701
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,104	3,690
退職給付に係る調整累計額	22	20
その他の包括利益累計額合計	4,126	3,711
新株予約権	—	257
少数株主持分	103	—
純資産合計	413,096	401,670
負債純資産合計	451,149	453,430

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	104,666	36,844
売上原価	51,999	19,674
売上総利益	52,667	17,170
販売費及び一般管理費	※1 26,251	※1 22,023
営業利益又は営業損失(△)	26,415	△4,853
営業外収益		
受取利息	526	468
受取配当金	228	265
持分法による投資利益	150	—
その他	114	95
営業外収益合計	1,020	828
営業外費用		
支払利息	2	0
持分法による投資損失	—	343
為替差損	6	—
その他	3	11
営業外費用合計	12	355
経常利益又は経常損失(△)	27,423	△4,380
特別利益		
固定資産売却益	4	1
特別利益合計	4	1
特別損失		
固定資産廃棄損	49	7
役員退職慰労金	—	1,790
特別損失合計	49	1,797
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前 四半期純損失(△)	27,378	△6,176
法人税、住民税及び事業税	8,400	174
法人税等調整額	△2,237	△2,084
法人税等合計	6,163	△1,910
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主 損益調整前四半期純損失(△)	21,215	△4,266
少数株主利益又は少数株主損失(△)	134	△103
四半期純利益又は四半期純損失(△)	21,080	△4,162

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主 損益調整前四半期純損失(△)	21,215	△4,266
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	345	△361
退職給付に係る調整額	—	0
持分法適用会社に対する持分相当額	66	△54
その他の包括利益合計	411	△415
四半期包括利益	21,626	△4,681
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	21,492	△4,577
少数株主に係る四半期包括利益	134	△103

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前 四半期純損失(△)	27,378	△6,176
減価償却費	1,580	1,674
のれん償却額	368	368
株式報酬費用	—	251
引当金の増減額(△は減少)	296	△569
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	57
受取利息及び受取配当金	△754	△733
支払利息	2	0
持分法による投資損益(△は益)	△150	343
売上債権の増減額(△は増加)	2,820	10,666
たな卸資産の増減額(△は増加)	7,017	△7,380
仕入債務の増減額(△は減少)	△13,239	19,470
その他	11,283	△15,228
小計	36,601	2,745
利息及び配当金の受取額	833	609
利息の支払額	△53	△0
法人税等の支払額	△1,615	△7,143
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,765	△3,788
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500	—
定期預金の払戻による収入	5,030	500
有価証券の取得による支出	△5,000	△5,000
有価証券の償還による収入	5,000	5,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△1,603	△2,030
有形及び無形固定資産の売却による収入	148	1
投資有価証券の取得による支出	△16,469	△16,005
投資有価証券の償還による収入	16,000	16,000
貸付金の回収による収入	108	1
その他	△23	△121
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,691	△1,654
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,169	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△3	△3
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△7,022	△7,021
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,196	△7,027
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	28,260	△12,470
現金及び現金同等物の期首残高	215,324	239,041
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 243,585	※1 226,571

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間よりこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

ただし、該当する取引がなかったため、四半期連結財務諸表への当該会計基準等の早期適用による影響はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(役員退職慰労引当金)

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給が決議されました。これに伴い役員退職慰労引当金の全額を取り崩し、打切り支給の未払額2,618百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。また、1,790百万円を特別損失の「役員退職慰労金」に計上しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
販売手数料	6,185百万円	1,133百万円
広告宣伝費	2,095百万円	1,865百万円
給与手当	1,566百万円	1,394百万円
賞与引当金繰入額	492百万円	487百万円
役員退職慰労引当金繰入額	33百万円	12百万円
退職給付費用	91百万円	89百万円
研究開発費	12,238百万円	13,389百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	129,091百万円	111,576百万円
有価証券勘定	151,991百万円	158,001百万円
合計	281,083百万円	269,577百万円
運用期間が3か月を超える債券他	△36,998百万円	△43,006百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△500百万円	—
現金及び現金同等物	243,585百万円	226,571百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,022	75.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	7,021	75.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	7,021	75.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	7,021	75.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	76,384	19,189	8,573	104,147	519	104,666	—	104,666
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	76,384	19,189	8,573	104,147	519	104,666	—	104,666
セグメント利益 又は損失(△)	22,312	6,945	199	29,458	△367	29,090	△2,674	26,415

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	20,218	11,012	5,188	36,419	425	36,844	—	36,844
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	20,218	11,012	5,188	36,419	425	36,844	—	36,844
セグメント利益 又は損失(△)	△3,550	1,528	114	△1,907	△310	△2,217	△2,635	△4,853

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	225円52銭	△44円53銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (百万円)	21,080	△4,162
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (百万円)	21,080	△4,162
普通株式の期中平均株式数 (株)	93,473,078	93,471,915
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）中間配当については、平成26年11月6日開催の取締役会において、平成26年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	7,021百万円
1株当たりの金額	75.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月13日

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長筒井公久は、当社の第50期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。